

## 倫理に関する諸規程等の概要について

**目 的** なぎなたの普及振興を図り、公正さに対する社会的信頼を確保するため、倫理に関する諸規程を整備するとともに、その実効性を確保し、意識の啓発と適切な対応を図る体制を整備する。

### ◎倫理に関する諸規程

- I 倫理規程
- II 暴力行為等相談窓口設置規程
- III 処分に関する細則

#### < I > コンプライアンス委員会（倫理規程）

公益財団法人全日本なぎなた連盟（以下「本会」という。）の定款等関係規程の遵守を推進し、問題行動が生じた場合には、事実確認を行い、処分を検討し、理事会に上程する。

##### 1 委員会の所掌事項

本会における定款等関係規程の遵守

各都道府県連盟への周知徹底、必要に応じて事実確認、会長への報告

##### 2 委員構成

委員長 → 副会長（会長の職務代行順位1位の副会長）

委員 → 委員長が本会理事及び弁護士等から推挙し理事会に諮る。

任期は、理事の任期と同様で再任を妨げない。

##### 3 会議運営等

委員長が招集して議長となる。定足数は過半数。必要に応じ、参考人の出席を認めその意見を聴取する。その他必要な事項は、委員会において定める。庶務は、事務局が担当する。

#### < II > 暴力行為等相談窓口設置規程

倫理に関するガイドラインが提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備する。

##### 1 体制

相談窓口を、本会コンプライアンス委員会の下に置き、その事務は、本会事務局総務担当（以下「本会担当部署」という。）が所掌する。

## 2 相談内容の範囲

本会会員が行った次に掲げる違反行為。(ただし、学校管理下における活動に係る行為は除く。)

- (1) 身体的・精神的暴力行為に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する事。
- (3) ドーピング防止及び薬物乱用に関する事。
- (4) 不適切な経理処理及び不正行為に関する事。
- (5) 法令違反に関する事。
- (6) その他、本会の名誉又は信用を毀損する行為すべて

## 3 相談方法及び相談時間

- (1) 電話(ホットライン) **072-775-2838** 月曜日~金曜日10時~16時
- (2) 電子メール.....平日及び休日とも時間は問わない。
- (3) ファクシミリ.....平日及び休日とも時間は問わない。
- (4) 書面.....平日及び休日とも時間は問わない。

## 4 本会の責務

- (1) 本会会員に対する相談窓口の周知を図る。  
(リーフレットの作成、配布)
- (2) 暴力行為根絶に向けた講習会を開催する。

## 5 手続き

- (1) 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し、相談等の内容を確認する。
- (2) 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事案の確認及び適切な対応をする。
- (3) コンプライアンス委員会は、事案に応じて、処分(案)を審議し、理事会に上程する。
- (4) 理事会は、審議のうえ処分を決定する。

## 7 情報の保護

相談等に対応する役職員及びコンプライアンス委員会委員(以下「対応者」という。)は、相談等の内容を開示してはならない。

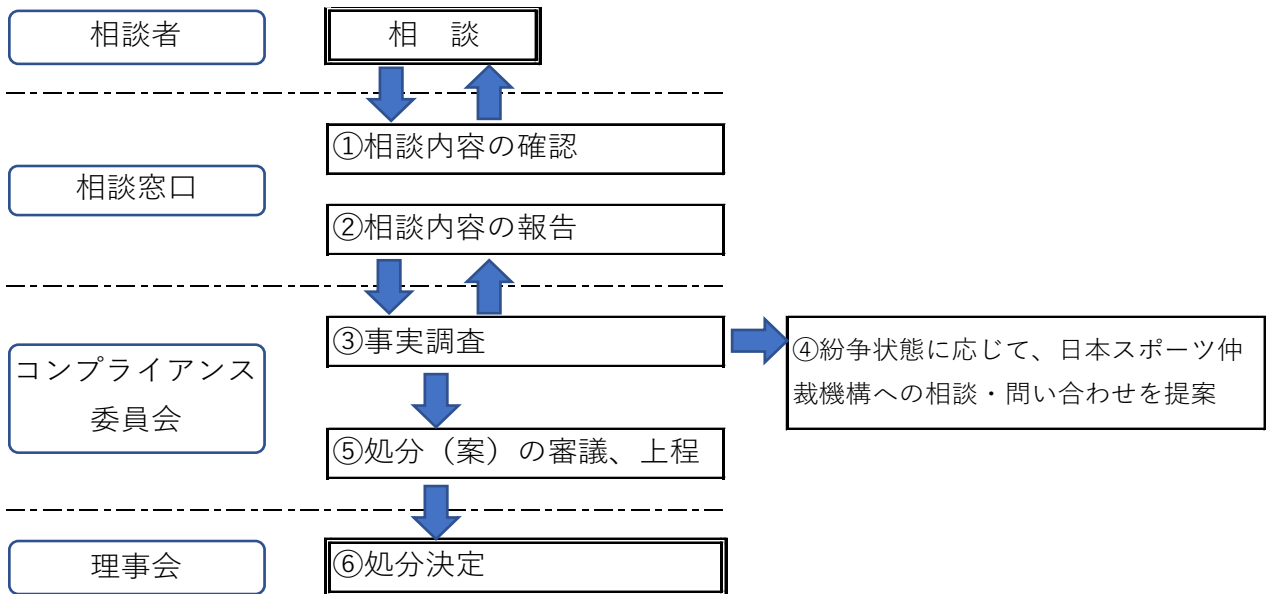
## 8 対応者の責務

対応者は、法令及び本会諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

## 9 その他

その他相談窓口に必要な事項は、コンプライアンス委員会で定める。

【暴力行為等相談窓口における相談手続きフローチャート】



＜Ⅲ＞ 処分（倫理規程及び処分に関する細則）

処分を行う場合の手続き、処分の種類及び内容について規定する。

1 処分の手続き

- (1) コンプライアンス委員会は、処分案を理事会に上程する。
- (2) 指導、勧告は、理事会出席者の過半数の同意により、資格停止、退会は、総理事の過半数の同意により、理事会で決定する。
- (3) コンプライアンス委員会の審議過程においては、当事者の弁明の機会を設ける。

2 処分の種類及び内容

- (1) 指導 : 口頭または書面により、是非、改善を求める。
- (2) 勧告 : 書面により、是非、改善ならびに改善計画書の提出を求める。
- (3) 会員資格停止 : 書面での通知をもって一定期間、本会規程類に定める権利、権限を停止する。
- (4) 退会 : 書面での通知をもって、本会から退会させる。

※補足 刑事処分を受けたものは(3)資格停止処分以上に相当する。

3 上訴

決定した処分内容に対し、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。